

資 料 編

資料1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立・国定公園

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和46	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場舗装整備	大山町	面積 11 160 m ²	20,000
		バス発着所舗装整備	〃	収容能力 206台 1,455 m ²	1,700
	山陰海岸国立公園	城原園路整備 鳥取砂丘清掃施設整備	岩美町 鳥取市	安全柵 L = 633 m 廃却炉 1、空缶圧縮機 1、 カフス粉砕機 1、ゴミカコ 28 収容棟 (98 m ²) 1棟	5,000 2,415
		砂丘道路チューリップ植栽	福部村	植栽延長 1,135 m チューリップ球根 57 200球	572
氷ノ山・後山・那岐山国定公園	雨滝園地整備	国府町	面積 1,018 m ²	2,000	
	小計				31,687
47	大山隠岐国立公園	大山頂上歩道整備	大山町	延長 1 821 m 柵延長 1,712 m 制札 43本	2,200
		清掃施設整備	溝口町	ゴミ廃却炉、空缶圧縮機、カフス粉砕機	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘道路整備	福部村	アスファルト舗装 L = 648.6 m W = 7.0 m	29,200
		鳥取砂丘道路補償工事	〃	バス停 1 国道拡巾 L = 18.8 m W = 3.0 m ~ 0 m 歩道 L = 188 m W = 3.0 m ~ 1.5 m	6,700
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	雨滝歩道整備	国府町	L = 1,852.5 m W = 1.5 m	3,400
	小計				44,500
48	大山隠岐国立公園	大平原清掃施設整備	江府町	ゴミ廃却炉、機械収納棟 電気設備一式	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	面積 6,591 m ²	14,600
		鳥取砂丘道路整備	鳥取市 〃	アスファルト舗装 L = 460 m W = 7.0 m アスファルト舗装 L = 340 m W = 7.0 m	25,200 18,200
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	芦津園地整備	智頭町	園地 L = 2 500 m W = 1.5 m 駐車場面積 1,000 m ² 砂利敷 公衆便所 18.6 m ²	11,800

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和48	小計				72,800千円
49	大山隠岐国立公園	大山自然科学館整備	大山町	RC二階建 延べ3941m ²	50,600
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘排水処理施設整備	鳥取市 福部村	排水管 HP ϕ 200% L=1,500m LP ϕ 150% L=1,100m ϕ 200% L=650m 圧送ポンプ 3か所 沈殿池、電設設備汚泥槽	102,250
	比婆道後帝釈国定公園	船通山歩道整備	日南町	L=1,170m W=1.0~1.5m 簡易施設 (指導標10基、案内板2基)	3,000
	小計				155,850
50	大山隠岐国立公園	鍵掛峠園地整備	江府町	公衆便所 RC 27m ² 駐車場 528m ² 給排水工事一式	10,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	野営場 9,000m ² 300人収容 取合車道 L=506m W=3.0m 炊事場 22.8m ² 2棟 便所 18.6m ² 2棟 給水施設、電気工事一式	28,000
	小計				38,000
51	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	8,000
	山陰海岸国立公園	浦富駐車場整備	岩美町	駐車場舗装 2,299m ²	7,800
		鳥取砂丘道路整備	福部村	ロックネット 655m ² 砂防柵 L=182m H=95cm	5,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	サイト造園 4,032m ² 歩道 L=260m W=1.5m 取付車道 L=198m W=3.0m	29,000
小計				49,800	
52	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	11,000
	小計				11,000
53	大山隠岐国立公園	槇原駐車場 大山自然科学館展示整備	大山町 "	駐車場造成 人文コーナー整備	24,000 10,000
	小計				34,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 54	大山隠岐国立公園	大平原園地整備	江府町	駐車場舗装(アスファルト) 2,500m ²	10,000 千円
		模原園地整備 一向平野営場整備	大山町 東伯町	芝生広場造成 11,506m ² アプトサイト整備 2,146m ² 炊事場 36.1m ² 1棟 公衆便所 33.3m ² 1棟 給水施設 1式	20,000 12,000
	小計				42,000
55	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	RC造平屋建 393.6m ² 展示 1式	80,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	管理車道舗装 W=3.0m L=705m	14,000
	小計				94,000
56	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	駐車場 AS舗装 1,358m ² サイト造園 896m ² 污水浄化施設 1式 空調施設 1式 展示 1式	59,245
	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道 L=1,310m W=1.5m	10,000
	大山隠岐国立公園	一向平野営場整備	東伯町	駐車場 1,050m ² 管理棟 木造 48.7m ²	14,800
	小計				84,045
57	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道改良 L=1,894m W=0.8~1.5m 休憩所 キ木造 1.8m ²	9,400
	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	歩道新設 L=305m W=1.5m 安全施設 L=320m 標識区間 L=1.4Km	15,000
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	取付道拡幅 L=195m W=8.0m 駐車場拡張 AS舗装 909m ²	20,600
	大山隠岐国立公園	大山周廻歩道整備	大山町	歩道改良 L=266m W=1.5m 木造 L=115m W=0.5m 柵 L=410m	27,400
	小計				72,400
58	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	休憩所 RC造 A=14m ² 探勝歩道改良 W=1.5m L=1,080m 防護柵等 1式 L=330m	13,800

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和58	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	駐車場アスファルト舗装 A = 4,924 m ² 歩道 L = 377m W = 2.0 ~ 3.0m	38,000 千円
	大山隠岐国立公園	元谷避難小屋新築	大山町	避難小屋 木造 59.61 m ²	16,000
	小計				67,800
59	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	駐車場造成舗装 A = 665 m ² サイト造園 A = 3,486 m ² 探勝歩道新設舗装 W = 2.0 m L = 65.60 m W = 1.5 m L = 66.45 m	26,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘(多鯨ヶ池)歩道整備	鳥取市	探勝歩道改良舗装 L = 1,289 m W = 2.0 m	12,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備(公衆便所新築)	福部村	公衆便所 RC造水洗 A = 25.74 m ² 浄化槽一式	11,600
	氷ノ山 後山・那岐山 国定公園	那岐山登山道整備	智頭町	登山道新設 W = 1.5 m L = 816 m 登山道改良 W = 1.0 ~ 1.5 m L = 1,589 m 避難小屋 木造 A = 17.6 m ²	10,800
	小計				60,400
60	大山隠岐国立公園	大山頂上避難小屋整備	大山町	避難小屋 鉄骨造 平屋建 A = 100 m ²	52,000
	大山隠岐国立公園	大山登山道線歩道整備	大山町	木道新設 L = 105 m W = 0.5 ~ 1.0 m	10,000
	大山隠岐国立公園	※大山寺野営場休憩所整備	大山町	休憩所 鉄筋コンクリート造及び一部木造 2階建 延床面積 253.92 m ²	38,000
	小計	※(財)日本宝くし協会助成事業			100,000
61	大山隠岐国立公園	禎原駐車場整備	大山町	駐車場改良舗装 A = 11,433 m ² 公衆便所 RC造 汲取式 A = 21.98 m ²	38,200
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場公衆便所新築	大山町	公衆便所 RC造 汲取式 A = 50.47 m ²	11,800
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	那岐山登山線歩道整備	智頭町	歩道新設 L = 2,035.5 m W = 1.5 m	10,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和61	小計				千円 60,000
62	大山隠岐国立公園	大山登山道線・行者谷線歩道整備	大山町	木道新設 L = 228m W = 1.0m 歩道新設 L = 736m W = 1.5m	29,200
	山陰海岸国立公園	城原園地駐車場整備	岩美町	駐車場造成舗装 A = 1,284m ² 公衆便所 RC造汲取式 A = 12m ²	18,800
	山陰海岸国立公園	※山陰海岸自然科学館整備	岩美町	マルチ映像ホール増設 RC造 108m ² マルチスワイトシステム等 一式	55,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	佐治川タム園地整備	佐治村	探勝歩道 L = 220m W = 1.5m サイト造園 A = 1,500m ² 休憩所 木造 A = 16m ²	10,000
	小計	※(財)日本宝くし協会助成事業			113,000
合計					1,131,282

(2) 県立公園(単県補助事業)

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和46	三朝東郷湖県立自然公園	打吹公園公衆便所 馬の山車道 鉢伏山駐車場	倉吉市 羽合町 東郷町	1棟 26m ² L = 654m W = 4m 面積 1,875m ² 収容力 バス5台、小型車52台	千円 1,000 2,400 2,000
	奥日野県立自然公園	滝山公園園地	日野町	歩道 826m 東屋 14m ² 3棟	2,600
	小計				8,000
47	三朝東郷湖県立自然公園	打吹公園歩道	倉吉市	L = 491.7m W = 2.0m	1,000
	奥日野県立自然公園	滝山公園歩道	日野町	L = 516.8m W = 1.0m	1,800
	小計				2,800
48	三朝東郷湖県立自然公園	打吹公園歩道 三徳山歩道	倉吉市 三朝町	L = 465.8m W = 2.0m L = 314.8m W = 1.5m	1,000 2,400
	奥日野県立自然公園	滝山公園芝張	日野町	面積 1,508.6m ²	1,000
	小計				4,400

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 49	三朝東郷湖 県立自然公園	打吹公園園地	倉吉市	歩道 L = 400 m W = 1.5 m 清掃設備、廃却炉 1基	2,000 ^{千円}
	奥日野県立 自然公園	滝山公園休憩 舎 石霞溪歩道	日野町 日南町	鉄骨カフトタンぶき 35m ² 簡易施設 (ベンチ 2基) L = 700 m W = 20 m	1,000 3,500
	小計				6,500
50	奥日野県立 自然公園	鶴ノ池公園歩 道 石霞溪歩道	日野町 日南町	L = 485.0 m W = 1.5 m L = 110.2 m W = 10 m	2,000 1,500
	小計				3,500
51	奥日野県立 自然公園	鶴ノ池園地	日野町	給水場 1基 給水管 200m 洗場 1か所	2,000
	小計				2,000
52	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	遊歩道 L = 687.8 m W = 1.5 m 取付道路 L = 28.5 m W = 2.0 m 植栽 (サクフ) 85本	3,000
	奥日野県立 自然公園	鶴ノ池園地	日野町	整地 10,000m ² 便所 2棟	2,000
	小計				5,000
53	奥日野県立 自然公園	鶴ノ池園地	日野町	整地 9,860m ² 芝張 1,220m ²	2,000
	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	広場整備 4,363m ² 取付道 45m 排水溝 218m	2,000
		浅津駐車場 三朝駐車場	羽合町 三朝町	駐車場舗装 1,240m ² 駐車場舗装 584m ² 外柵 85m ² 案内板 1基	2,000 2,000
	小計				8,000
54	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地 打吹公園 三朝園地	倉吉市 " 三朝町	駐車場造成 982m ² 休憩所 39.29m ² 1棟 休憩所 16.00m ² 1棟	2,000 3,000 2,000
	小計				7,000
55	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	休憩所 22m ² 1棟	2,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和55	奥日野県立自然公園	鶉ノ池車道	日野町	車道舗装 L = 450 m W = 3.5 m	5,630 ^{千円}
	小計				7,630
56	三朝東郷湖県立自然公園	大平山園地	倉吉市	展望休憩所 鉄骨造 33.9 m ²	5,200
	奥日野県立自然公園	鶉ノ池車道 花見山駐車場	日野町 日南町	車道舗装 駐車場 L = 458 m W = 3.5 m 866 m ²	4,000 6,000
	小計				15,200
57	三朝東郷湖県立自然公園	今滝歩道	東郷町	歩道 休憩所 L = 237 m W = 1.5 m ギ木造 4 m ²	5,000
	奥日野県立自然公園	鶉ノ池便所	日野町	公衆便所 C B造 18.6 m ²	2,500
	小計				7,500
58	三朝東郷湖県立自然公園	大平山園地	倉吉市	修景伐 3,099 m ² 歩道 L = 138 m W = 2.0 m ネットフェンス H = 3.0 m L = 40 m ほか	3,000
	奥日野県立自然公園	鶉ノ池野営場	日野町	アプトサイト 炊事棟 4,586 m ² 24 m ²	5,000
	小計				8,000
59	三朝東郷湖県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 修景伐 A = 7,399 m ² 歩道 L = 230 m W = 1.5 m ベンチ 15基 植栽 7本	2,400
	西因幡県立自然公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道整備 歩道 L = 115 m (150段) W = 1.0 m 休憩舎 木造 A = 8.0 m ²	2,929
	奥日野県立自然公園	鶉ノ池園地	日野町	園地整備 歩道 L = 110 m W = 1.5 m 休憩舎 木造 A = 12 m ²	2,400
	小計				7,729
60	三朝東郷湖県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 階段工 2,364.45 m ² 23.8 m (44段)	3,300

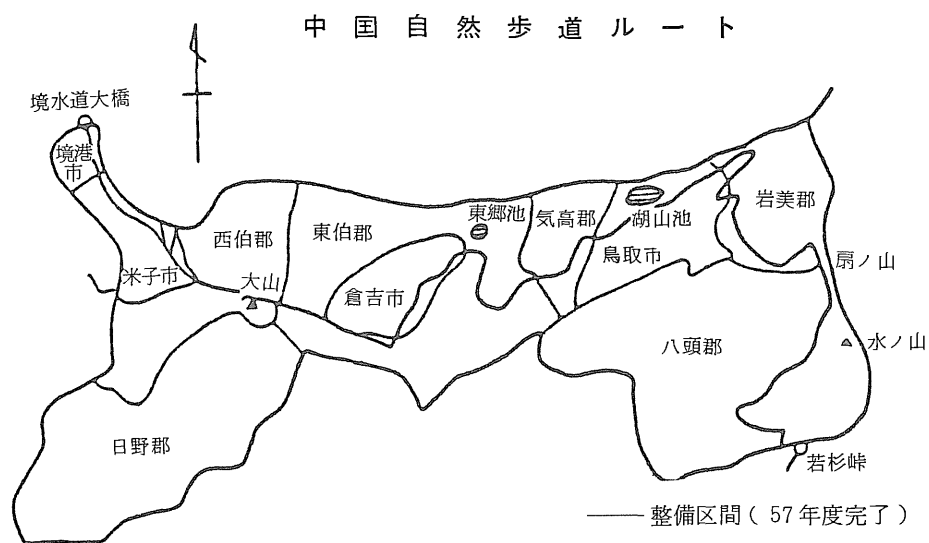
年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 60	西因幡県立 自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L = 91.0m W = 1.0m	2,700
	小計				6,000
61	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 A = 2,935 m ² 遊歩道 L = 40m W = 2.0m	2,000
	西因幡県立 自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L = 210m W = 1.0m	2,424
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	公衆便所 CB造 A = 17 m ²	2,000
	小計				6,424
62	三朝東郷湖 県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L = 291m W = 1.0 ~ 1.5m	10,000
	西因幡県立 自然公園	姉泊海岸便所	気高町	公衆便所 CB造 A = 12.9 m ²	2,814
	〃	長尾鼻園地	青谷町	歩道改良舗装 L = 200m W = 1.0m	2,700
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	給排水施設 L = 342m ポンプ、水飲み	2,000
	小計				17,514
合 計					123,197

(3) 中国自然歩道

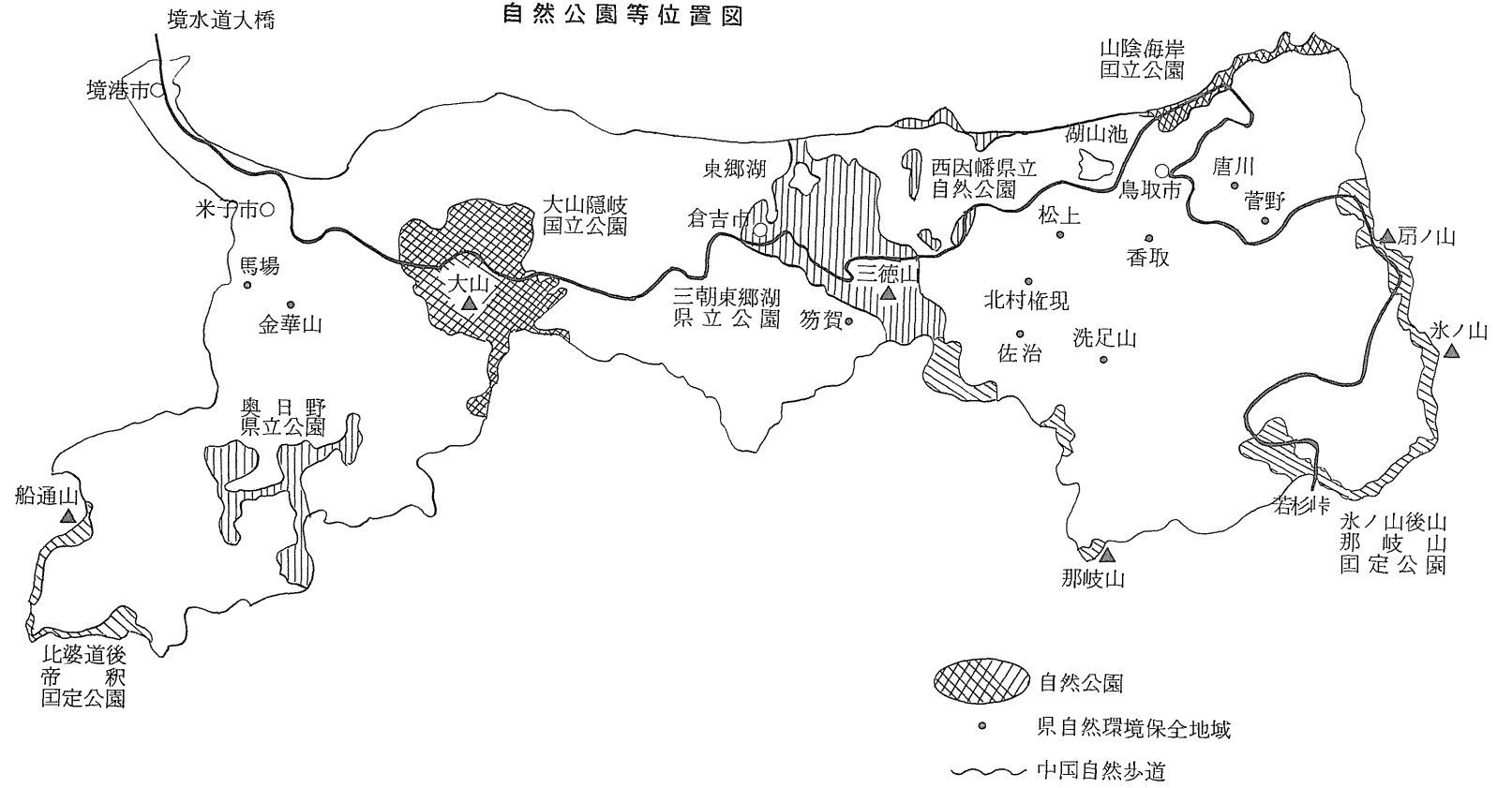
年度	整備路線名	事業所	事業内容	事業費
昭和 52	川床 一向平線	大山町 東伯町	歩道改良 L = 9,039m W = 1.5m 吊橋 L = 45m W = 1.0m (大山隠岐国立公園内)	29,800
	岩戸 大谷線	岩美町 福部村	歩道新設 L = 2,650m W = 1.5m 休憩所 1棟 28 m ² 公衆便所 2棟 49 m ² (山陰海岸国立公園内)	30,200
	小計			60,000
53	川床 赤松線	大山町	歩道新設 L = 649m W = 1.5m 休憩所 1棟 28 m ² 歩道改良 L = 3,967m W = 1.5m (大山隠岐国立公園内)	27,200

年度	整備路線名	事業所	事業内容	事業費
昭和 53	雨滝 扇ノ山線	国府町 岩美町	歩道新設 L = 5,552m W = 1.0 ~ 1.5m 歩道改良 L = 5,500m W = 1.0 ~ 1.5m 橋 L = 10m W = 1.5m 休憩所 1棟 55m ² (氷ノ山・後山・那岐山国定公園内)	32,800
	小計			60,000
54	雨滝 大谷線	鳥取市 国府町 岩美町 福部村	歩道新設 L = 6,921m W = 1.0m 標識区間 46.5Km 休憩所 4棟 51m ² 公衆便所 1棟 20m ² (公園外)	45,000
	一向平 三朝線	倉吉市 東伯町 関金町 東郷町 三朝町	歩道新設 L = 2,700m W = 1.5m 標識区間 46.0Km 休憩所 2棟 22m ² 公衆便所 3棟 37m ² (公園外)	36,000
	小計			81,000
55	岩戸・浜坂線	福部村 鳥取市	標識区間 6.3Km 公衆便所 1棟 16m ² (山陰海岸国立公園内)	7,000
	浜坂 三朝線	鳥取市 鹿野町 三朝町	歩道新設 L = 6,000m W = 1.0m 標識区間 45.5Km 休憩所 2棟 26m ² 公衆便所 1棟 12m ² (公園外)	52,800
	小計			59,800
56	芦津 三滝奥線	智頭町	歩道(改良) L = 2,912m W = 1.5m 標識区間 5.0Km 休憩所 木造 19.8m ² (氷ノ山・後山・那岐山国定公園)	17,600
	広留野 扇ノ山線	若桜町	歩道(改良) L = 1,088m W = 1.5m 標識区間 1.5Km (氷ノ山・後山・那岐山国定公園)	7,200
	芦津 広留野線	智頭町 八東町 若桜町	歩道(改良) L = 10,017m W = 1.5m 標識区間 21.0Km 休憩所 木造 19.8m ²	33,900
	小計			58,700
57	金門 寂静線	大山町	歩道(改良) L = 1,087m W = 1.0 ~ 1.5m 休憩所 木造 12.6m ² (大山隠岐国立公園)	5,000

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
昭和 57 (事業完了)	狩谷山・若杉峠	若桜町	歩道(新設) L = 3,857m W = 1.5m (氷ノ山 後山・那岐山国定公園)	11,400 ^{千円}
	三滝奥・狩谷山	智頭町	歩道(新設) L = 2,169m W = 1.5m 標識区間 L = 3.6km (公園外)	7,500
	赤松 境水道大橋	山子町 米子市 境港	標識区間 L = 3.8km 休憩所 杉木造 18m ² 2棟 (公園外)	11,100
	小計			35,000
合計				354,500



自然公園等位置図



資料2 自然科学館の利用状況

(単位 人)

施設名 年 度	施設名		計
	大山自然科学館	山陰海岸自然科学館	
51	25 950	—	25 950
52	33, 940	—	33, 940
53	31, 815	—	31, 815
54	35, 290	—	35, 290
55	33, 100	—	33, 100
56	33, 490	11, 604	45, 094
57	37, 670	14, 636	52, 306
58	37, 760	11, 572	49 332
59	45 505	9, 750	55 255
60	56 906	10, 322	67, 228
61	64 389	12, 435	76 824
62	65 600	13, 046	78, 646
計	501 415	83, 365	584, 780

資料3 温泉資源保全調査状況

温泉地名	調査状況		調査費 (千円)
	調査年度	調査内容	
皆 生	昭和52年度～54年度	調査 試験井掘削(3井)	35 700
三 朝	昭和55年度～56年度	調査 試験井掘削(5井)	37, 351
東郷・羽合	昭和56年度～58年度	調査 試験井掘削(6井)	70, 480
浜 村	昭和58年度～60年度	調査 試験井掘削(5井)	36, 298
関 金	昭和60年度～62年度	調査 試験井掘削(4井)	48 268
鹿 野	昭和62年度～64年度 (予定)	調査 試験井掘削(4井)	—

資料4 自然環境保全基礎調査実施状況

区分		実施期間	実施箇所数	調査箇所名		
調査回数	調査名					
第1回	植生調査	昭和48年度	15	意上奴神社社叢、松上神社社叢、菅野、酒賀神社、筥津海岸、長田神社社叢、花倉山、別所、金谷川、解脱寺、上阿毘縁神社社叢、唐川、洗足山、御熊、小河内		
	動物調査			4	金谷川、別所、唐川、瓜谷	
	地形・地質調査			6	菅野、筥津海岸、高清水高原 人形峠、稲葉山 宮ノ下、佐治谷、金華山	
第2回	植生調査 特定植物群落調査	昭和53年度 54年度	11 60	長尾鼻、新田、八葉寺川、虫井神社、赤蔵神社、扇ノ山、泊海岸、田代、曾谷、金ヶ谷山、坂田 南田神社		
				須賀の山(氷ノ山)の自然林	大野見宿弥命神社社叢	
				須賀の山古敷岩の風衝低木群落	倉田八幡宮の社叢	
				甘露神社のスタシイー次林	意上奴神社社叢	
				浦富海岸のクロマツ林	松上神社のスタシイーサカキ林	
				南田神社社叢	矢橋神社社叢	
				陣鉢山周辺の自然林	鶯峰神社社叢	
				唐川湿原植生	高鉢山北谷の自然林	
				唐川のモミ林	犬山神社社叢	
				宇部神社社叢	那岐山の風衝低木林	
				鳴滝山の自然林(トチノキスギ・サワグルミ・フナ)	那岐山山頂草原	
				赤蔵神社社叢	金山神社社叢	
				虫井神社社叢	三徳山の自然林(I)	
				椎谷神社社叢	三徳山の自然林(II)	
				久松山のスダジイ林	倭人神社社叢	
鳥取砂丘植生	波々伎神社社叢					

				<table border="1"> <tr><td>打吹山のスタジイ林</td><td>日野町秋縄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>御崎のハマヒサカキ群落</td><td>別所のコナフーソヨコ林</td></tr> <tr><td>甲ヶ山周辺の自然植生</td><td>大木屋神社社叢</td></tr> <tr><td>地獄谷のミスナーサワグルミ群落</td><td>大宮神社のモミ林</td></tr> <tr><td>烏ヶ山のミヤマハンノキ林</td><td>石霞溪のアカマツ林</td></tr> <tr><td>甲川のイヌツゲ林</td><td>三栄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>甲川のサワグルミ林</td><td>日谷神社社叢</td></tr> <tr><td>甲川のクマツゲ林</td><td>下阿毘縁神社社叢</td></tr> <tr><td>大崎大神山神社のスキ林</td><td>砥破神社のクノコナツ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部の自然草地植生</td><td>扇ノ山のフナ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部付近の自然低木林</td><td>菅野湿原</td></tr> <tr><td>大山の中腹自然林</td><td>三国山のフナ林</td></tr> <tr><td>長田神社社叢</td><td>洗足山のヒノキーヒメコマツ林</td></tr> <tr><td>粟島神社社叢</td><td>花倉山の自然林</td></tr> <tr><td>金毘羅神社社叢</td><td>田代の風衝草原</td></tr> </table>	打吹山のスタジイ林	日野町秋縄のケヤキ林	御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナフーソヨコ林	甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢	地獄谷のミスナーサワグルミ群落	大宮神社のモミ林	烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林	甲川のイヌツゲ林	三栄のケヤキ林	甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢	甲川のクマツゲ林	下阿毘縁神社社叢	大崎大神山神社のスキ林	砥破神社のクノコナツ林	大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のフナ林	大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原	大山の中腹自然林	三国山のフナ林	長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林	粟島神社社叢	花倉山の自然林	金毘羅神社社叢	田代の風衝草原
打吹山のスタジイ林	日野町秋縄のケヤキ林																																	
御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナフーソヨコ林																																	
甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢																																	
地獄谷のミスナーサワグルミ群落	大宮神社のモミ林																																	
烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林																																	
甲川のイヌツゲ林	三栄のケヤキ林																																	
甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢																																	
甲川のクマツゲ林	下阿毘縁神社社叢																																	
大崎大神山神社のスキ林	砥破神社のクノコナツ林																																	
大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のフナ林																																	
大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原																																	
大山の中腹自然林	三国山のフナ林																																	
長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林																																	
粟島神社社叢	花倉山の自然林																																	
金毘羅神社社叢	田代の風衝草原																																	
	地形 地質 調 査		3	長尾鼻、泊海岸、曾谷																														
	海域生物 環境調査		5	小鴨が磯、御崎、酒ノ津、赤碕港、東坪																														
第3回	植生調査	昭和 58年度 5 62年度	32	扇ノ山、陣鉢山、不動カ嶽、菅沢、神戸上桑平峠、河合谷高原、鳥越峠、大木屋神社、三栄、城山、高尾神社裏、楽々福神社、城山、滝山公園、 扇ノ山、陣鉢山、河合谷高原、印賀大向、与一谷、河合谷高原、日野川、阿毘縁、御墓原、倉谷、日野川、孝霊山、榎原、一ノ投、福頼、荻名、馬佐良、落合																														
	特定植物 群落生育 調査		7	浦富熊野神社社叢、坂ノ谷神社照葉樹林、樗谿公園モミ林、東大山域ヒメコマツ群落、東大山域クロソヨコ低木群落、黒坂キツツジ群落、金華山熊野神社社叢																														

特定植物群落調査 (追跡調査)	60	第2回の特定植物群落調査地点
特定植物群落調査 (追加群落)	8	甌山コナファーシテ林、久松山アヘマキ林、日吉神社スタシイ林、伏野神社スタシイ林、権現の森、三滝溪谷フナ林、大山ミズナフ、三滝溪谷のスキージャクナケ群落
特定植物群落調査 (生育状況調査群落)	8	唐川湿原植生、久松山スタシイ林、鳥取砂丘の植生、大山寺大神山神社スギ老齡林、大山中腹の自然林、大山、ズナフ、権現の森、大山山頂部付近の自然草原
湖沼 河川 調 査	6	多鯨カ池、湖山池、東郷湖、千代川、天神川、日野川
海域生物 環境調査	3	赤碓港、酒ノ津、東坪

資料5 自然解説実績

区 分 年 度	大 山 自 然 解 説		山 陰 海 岸 自 然 解 説	
	日 数	参 加 者	日 数	参 加 者
52	31	801		
53	31	1,233		-
54	40	1,269		
55	40	1,593	-	
56	40	1,561		
57	40	1,015	9	200
58	42	1,417	9	165
59	55	2,420	9	178
60	55	2,208	8	247
61	54	2,312	10	302
62	55	2,080	9	287

資料6 自然保護研修実績

年度	区分	研修の名称	場所	参加者 (生徒)
56		自然保護研修	船上山少年自然の家	43人
57		〃	〃	41
58		〃	〃	38
59		自然を守る少年教室	〃	43
60		〃	〃	30
61		〃	〃	37
62		少年少女自然保護協力員養成研修	大山青年の家	38

資料7 昭和61年度常時監視測定結果の他県との比較

1 概要

昭和61年度に中国5県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表1～表5のとおりである。

注1 各表中数値は、昭和61年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編昭和62年12月から抜粋。

注2 局数について、下段（ ）内は設置市町村の数。

注3 複数局ある鳥取、岡山、広島、山口の各県については、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

2 各物質の比較

表1～表5のとおり。

表1 二酸化硫黄の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	0.004	0	0	0	0	0.044	0.010
		?	?	?	?	?	?	?
		0.005	0	0	0	0	0.064	0.015
島根	2 (2)	0.004	0	0	0	0	0.049	0.007
		?	?	?	?	?	?	?
		0.006	0	0	0	0	0.096	0.015
岡山	56 (14)	0.003	0	0	0	0	0.021	0.005
		?	?	?	?	?	?	?
		0.011	5	0.1	1	0.3	0.184	0.025
広島	45 (20)	0.004	0	0	0	0	0.029	0.007
		?	?	?	?	?	?	?
		0.012	3	0.0	0	0	0.144	0.026
山口	41 (12)	0.003	0	0	0	0	0.024	0.008
		?	?	?	?	?	?	?
		0.013	3	0.0	1	0.3	0.210	0.028

表2 一酸化炭素の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	8時間値が2.0 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が1.0 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
		(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	2 (2)	0.4	0	0	0	0	2.7	0.7
		?					?	
		0.5					4.0	0.9
島根	1 (国設)	0.3	0	0	0	0	1.8	0.6
岡山	1 (国設)	0.6	0	0	0	0	4.6	1.5
広島	1 (国設)	0.2	0	0	0	0	1.8	0.5
山口	4 (3)	0.7	0	0	0	0	6.0	1.3
		?					?	
		1.3					8.2	2.1

表3 浮遊粒子状物質の比較

都道府県	区分 局数	年平均値 (mg/m^3)	1時間値が $0.20 mg/m^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10 mg/m^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m^3)	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)
			(時間)	(%)	(日)	(%)		
鳥取	2 (2)	0.023	0	0	0	0	0.192	0.052
		∟	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.029	1	0.0	1	0.3	0.262	0.069
島根	2 (2)	0.023	0	0	0	0	0.176	0.047
		∟	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.024	1	0.0	0	0	0.201	0.062
岡山	37 (13)	0.027	0	0	0	0	0.168	0.058
		∟	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.047	48	0.6	16	4.8	0.491	0.115
広島	26 (13)	0.020	0	0	0	0	0.105	0.045
		∟	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.059	31	0.4	19	5.3	0.408	0.122
山口	21 (8)	0.029	0	0	0	0	0.131	0.058
		∟	∟	∟	∟	∟	∟	∟
		0.050	10	0.1	1	0.3	0.343	0.087

表4 窒素酸化物の比較

区分 都道府県 局数		一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO + NO ₂)					
		年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98% 値 (ppm)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98% 値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98% 値 (ppm)	NO ₂ /NO+NO ₂ (%)	
						(日)	(%)							
鳥取	2 (2)	0.003	0.081	0.011	0.005	0	0	0.035	0.012	0.007	0.103	0.021	65.9	
		?	?	?	?			?	?	?	?	?	?	?
		0.006	0.160	0.016	0.011			0.123	0.022	0.017	0.203	0.036	66.2	
島根	2 (2)	0.002	0.031	0.004	0.004	0	0	0.029	0.008	0.006	0.060	0.011	67.4	
		?	?	?	?			?	?	?	?	?	?	
		0.002	0.050	0.007	0.004			0.043	0.013	0.007	0.078	0.019	68.2	
岡山	45 (14)	0.004	0.073	0.012	0.007	0	0	0.044	0.016	0.013	0.107	0.036	33.0	
		?	?	?	?			?	?	?	?	?	?	
		0.030	0.364	0.096	0.022			0.103	0.038	0.050	0.423	0.123	75.1	
広島	44 (20)	0.002	0.042	0.008	0.006	0	0	0.041	0.016	0.008	0.079	0.020	33.1	
		?	?	?	?			?	?	?	?	?	?	
		0.030	0.390	0.095	0.027			0.099	0.044	0.053	0.437	0.129	80.0	
山口	26 (12)	0.004	0.078	0.010	0.008	0	0	0.050	0.019	0.012	0.096	0.028	49.6	
		?	?	?	?			?	?	?	?	?	?	
		0.021	0.366	0.070	0.022			0.208	0.043	0.042	0.420	0.106	70.6	

(注) サルツマン係数 0.84 の吸光光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県	区分 局数	昼間測定	昼間測定	昼間の1時間値が 0.06 ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12 ppm以上の日 数と時間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値
		日数	時間	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	2 (2)	345	5,024	25	100	0	0	0.083	0.035
		365	5,399	60	314	0	0	0.100	0.049
島根	2 (2)	343	4,997	7	32	0	0	0.071	0.021
		364	5,343	26	117	0	0	0.077	0.040
岡山	38 (13)	239	3,501	21	66	0	0	0.092	0.036
		365	5,433	92	434	3	8	0.161	0.052
広島	32 (15)	299	4,355	1	1	0	0	0.073	0.018
		365	5,366	125	698	5	8	0.132	0.056
山口	18 (12)	353	5,090	21	50	0	0	0.079	0.037
		365	5,389	80	391	0	0	0.119	0.050

資料8 ばい煙発生施設に係る窒素酸化物規制の経緯

	第1次規制 (昭和48年8月)	第2次規制 (昭和50年12月)	第3次規制 (昭和52年6月)	第4次規制 (昭和54年8月)	第5次規制 (昭和58年9月)
規制の概要	(1) NO _x 排出基準の設定… …大型ボイラー、大型加熱炉及び硝酸製造施設	(1) 排出基準の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大…中型のボイラー及び加熱炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大…大型のセメント焼成炉及びコークス炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大…小型のボイラー及び加熱、中型のセメント炉及びコークス炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大…焼結炉、アルミナ生炉及び炉廃棄物焼却炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大…小型のボイラー、焼結炉、アルミナ鍛焼炉、金属加熱炉、廃棄物焼却炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大…カス発生炉、加熱炉、鍛焼炉、はい焼炉等の施設	(1) 固体燃焼ボイラーの排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の特例の廃止、排出基準値の強化… 焼結炉、精溜炉、焙焼炉、改質炉、亜鉛淨処理炉、反射炉
規制対象施設数	約1,500 全はい煙発生施設11%	約3,400 (25%)	約13,000 (95%)	約105,000 (72.9%)	
全はい煙発生施設から排出されるNO _x 量に占める規制対象施設からのNO _x 量の割合	38%	44%	73%	95%	

(注) 「公害の状況に関する年次報告」環境庁編から抜粋

資料9 はい煙発生施設に対する窒素酸化物排出基準一覧 (1)

はい煙発生施設の 種類 ※1	規 模 〔最大定格 排ガス量 万Nm ³ / h〕	残存酸 素濃度 (百分率)	排 出 基 準 値				
			48年8月 9日まで に設置さ れた施設	48年8月 10日から 50年12月 9日まで に設置さ れた施設	50年12月 10日から 52年6月 17日まで に設置さ れた施設	52年6月18 日から54年 8月9日ま でに設置さ れた施設 52年6月 18日から 52年9月 9日まで に設置さ れた液体 燃焼小型 ホイパー	54年8月 10日以降 設置され た施設
カス専焼ホイパー	50以上	5%	} 130 ppm	} 130 ppm	} 100 ppm	60 ppm	} 60 ppm
	10~50					} 100 ppm	
	4~10					130 ppm	
	1~4					} 150 ppm	
0.5~1	} 150 ppm	} 150 ppm	} 150 ppm	} 150 ppm	} 150 ppm		
0.5未満							
液体燃焼ホイパー ※2	50以上	4%	} 180 ppm	} 180 ppm	} 150 ppm	130 ppm	} 130 ppm
	10~50					} 150 ppm	
	4~10					230 ppm	
	1~4					250 ppm	
	0.5~1					250 ppm	
0.5未満	} 250 ppm	180 ppm	} 180 ppm				
カス発生炉、加熱炉		7%	170 ppm	170 ppm	170 ppm	170 ppm	150 ppm
燃 結 炉	10以上	15%	} 260 ppm	} 260 ppm	} 260 ppm	220 ppm	} 220 ppm
	1~10					270 ppm	
	1未満					300 ppm	
アルミナ製造用鋸焼炉	1以上 1未満	10%	} 350 ppm	} 350 ppm	} 350 ppm	200 ppm 350 ppm	} 200 ppm
鋸 焼 炉		10%	200 ppm	200 ppm	200 ppm	200 ppm	200 ppm
焙 焼 炉		14%	250 ppm	250 ppm	250 ppm	250 ppm	220 ppm
溶 鉱 炉		15%	120 ppm	120 ppm	120 ppm	120 ppm	100 ppm
金属溶解炉 ※3		12%	200 ppm	200 ppm	200 ppm	200 ppm	180 ppm
金 属 加 熱 炉	10以上	11%	} 160 ppm	} 160 ppm	} 100 ppm	100 ppm	} 100 ppm
	1~10					150 ppm	
	0.5~1					170 ppm	
	0.5未満					200 ppm	
石 油 加 熱 炉	4以上	6%	} 170 ppm	} 170 ppm	} 100 ppm	100 ppm	} 100 ppm
	1~4					150 ppm	
	0.5~1					180 ppm	
	0.5未満					200 ppm	
触媒再生塔		6%	300 ppm	300 ppm	300 ppm	300 ppm	250 ppm
セメント焼成炉	10以上 10未満	10%	} 480 ppm	} 480 ppm	250 ppm 480 ppm	250 ppm 350 ppm	250 ppm 350 ppm
板カッス、カッス織 維製造用溶融炉		15%	400 ppm	400 ppm	400 ppm	400 ppm	360 ppm
反応炉、直火炉		6%	200 ppm	200 ppm	200 ppm	200 ppm	180 ppm
乾 燥 炉		16%	250 ppm	250 ppm	250 ppm	250 ppm	230 ppm
廃棄物焼却炉	4以上 4未満	12%	} 300 ppm	} 300 ppm	} 300 ppm	250 ppm 300 ppm	250 ppm
廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上	12%				250 ppm	250 ppm

(注) ※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

※2 液体燃焼ホイパーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量か0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼のものは、適用除外される。

※3 キュボフは適用除外される。

ばい塵発生施設に関する窒素酸化物排出基準一覧 (2)

～ 固体燃焼ボイラー ～

新設施設のNOx排出基準

(単位 ppm)

設置年月日	58. 9. 10 (施行) ～ 59 9 9まで	62 3 31まで	62 4 1以降	備 考
排ガス量 (Nm ³ /h)				
70 万 以 上	300	300	200	当分の間()内の 値を適用する
10 万 ～ 70 万	300	300	250	
4 万 ～ 10 万	300	300	250	
下記以外のもの 散布式スカート	300 (320)	300 (320)	250 (320)	
4 万 未 満	300	300	300	
下記以外のもの 流動層燃焼方式のもの	300 (350)	300 (350)	300 (350)	

既設施設のNOx排出基準

設置年月日	基 準 (ppm)				
	48 8. 9 以前	48. 8. 10～ 50 12 9	50 12 10～ 52 6. 17	52 6. 18～ 54. 8 9	54 8 10～ 58 9. 9
70 万 (Nm ³ /h) 以上	400 ^{※1,2,4}	300 ^{※5}	300	300	300
50 万 ～ 70 万	420 ^{※1,2,3}				
20 万 ～ 50 万	450 ^{※7}	350	350	350	350 ^{※6}
4 万 ～ 20 万		380			
0.5 万 ～ 4 万	480	480	480	380	380
0.5 万 未 満					

- (注) 1 ※1 50万Nm³/h以上、低品位炭専焼、火炉分割壁型放射過熱器を有する。火炉熱発生率14万kcal/m³/h以上→550ppm(附則別表第2の1項)
- ※2 30万Nm³/h以上、低品位炭専焼(※1以外)→480ppm
- ※3 20万Nm³/h以上25万Nm³/h未満、石炭専焼、前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率14万kcal/m³/h以上→450ppm(附則別表第2の3項)、昭和60年9月10日から適用(附則2項2号)
- ※4 100万Nm³/h以上、石炭燃焼、接線型チルチングハーナーを有する。(※1、※2以外)→430ppm(附則別表第2の4項)
- ※5 50万Nm³/h以上70万Nm³/h未満、火炉熱発生率20万kcal/m³/h以上、再熱再生抽気復水式自然循環型、昭和59年12月31日までに固体燃焼ボイラーに転換するもの→420ppm、変更の工事が完了した日から適用(附則4項)
- ※6 石炭専焼、流動層燃焼方式→0.5万～1万 390ppm、1万～4万 380ppm(附則別表第1の1項)
- ※7 →昭和60年9月10日から適用(附則2項2号)

資料10 大気汚染防止法第3条第2項の政令で定めるばいじん排出基準 (抄)

施行規則第4条
 昭和46.6.22 総理府令第59号
 改正 昭和57.5.28 " 第24号

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	On (%)	一 般 (g/Nm ³)	Onの扱い
1	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうちカスを専焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	4以上	0.05	5		
			4未満	0.10	5		
2	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	0.05	4	既設は当分の間 0.07とする 既設は当分の間 0.18とする	当分の間適用を 猶予する
			4~20	0.15	4		
			1~4	0.25	4		
			1未満	0.30	4		
3	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びカス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	0.15	0	既設は当分の間 0.20とする 既設は当分の間 0.35とする	
			4~20	0.25	0		
			4未満	0.30	0		
4	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	20以上	0.10	6	既設は当分の間 0.15とする 既設は当分の間 0.25とする 既設は当分の間 0.35とする	
			4~20	0.20	6		
			4未満	0.30	6		
5	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち同表の八の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの	—	0.20	4	既設は当分の間 0.30とする	
6	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.30	6	既設は当分の間 0.40とする	当分の間適用を 猶予する
			4未満	0.30	6		

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	(%)	一 般 (g/Nm ³)	O _n の扱い
附	1	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭(一キログラム当たり発熱量五千キロカロリー以下のものに限る。)を熱廃させるもの	—	—	—	既設は当分の間0.70とする	当分の間適用を猶予する
7	2	令別表第一の二の項に掲げるカス発生炉	—	0.05	7		
8	2	令別表第一の二の項に掲げる加熱炉	—	0.10	7		
17	5	令別表第一の五の項に掲げる溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	O _s O _s	アルミウムの地金若しくは合金の製造又はアルミウムの再生の用に供する反射炉のうち既設は当分の間0.30とする	
18	6	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.20	11 11	既設は当分の間0.15とする 既設は当分の間0.25とする	} 当分の間適用を猶予する
19	7	令別表第一の七の項に掲げる加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.15	6 6	潤滑油の製造の用に供する1万Nm ³ /h未満の既設のものは当分の間0.18とする	
22	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち土中釜	—	0.40	15		
23	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.30	15		
24	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	—	0.10	10		

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	On (%)	一 般 (g/Nm ³)	Onの扱い
25	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	0.10	18		
			4未満	0.20	18		
26	9	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうち前4項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	15		} 当分の間適用を猶予する
			4未満	0.25	15		
27	9	令別表第一の九の項に掲げる熔融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	4以上	0.10	15		
			4未満	0.15	15		
28	9	令別表第一の九の項に掲げる熔融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフロッツの製造の用に供するもの	4以上	0.10	16		
			4未満	0.15	16		
29	9	令別表第一の九の項に掲げる熔融炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	15		
			4未満	0.20	15		
30	10	令別表第一の十の項に掲げる反応炉及び直火炉	4以上	0.15	6		} 当分の間適用を猶予する。
			4未満	0.20	6		
31	11	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉	—	0.50	16 但し直接熱風乾燥炉は0.5とする		2万Nm ³ /h未満の既設のものは当分の間0.60とする
32	11	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	16 但し直接熱風乾燥炉は0.5とする		
			4未満	0.20	16	既設は当分の間1~4万Nm ³ /hは0.30 1万Nm ³ /h未満は0.35とする	

番号	令別表第1の番号	施設名	規模 (万Nm ³ /h)	本 則		附 則	
				一 般 (g/Nm ³)	O _n (%)	一 般 (g/Nm ³)	O _n の扱い
33	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。）の製造の用に供するもの	—	0 20	O _s		
34	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40パーセント未満のものに限る。）及びカーバイトの製造の用に供するもの	—	0. 15	O		
35	12	令別表第一の十二の項に掲げる電気炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの	—	0 10	O		
36	13	令別表第一の十三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉	4 以上	0 15	12	}	当分の間適用を猶予する
			4 未満	0 50	12		
37	13	令別表第一の十三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0 50	12		当分の間適用を猶予する

- 備考 1 この表に掲げるはいじんの量は、規格 Z 8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該はいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるはいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
2. はいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。
- 3 規模は、施設の1時間当たりの最大排出カス量（湿り）により区分されている。
- 4 はいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C$$

C はいじん量 (g/Nm³)
 O_n 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (%)
 O_s 測定時の酸素濃度 (%)
 C 測定時のはいじん量 (g/Nm³)

資料 11 大気汚染防止法第 18 条の 3 の政令で定める粉じん発生施設の規制基準

(施行規則第 16 条 昭和 46 6 22)

令別表第 2 の施設番号	粉 し ん 発 生 施 設	規 模	管 理 基 準
1	ークス炉	原料処理能力 か 1 日当たり 50 t 以上であ ること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無塵装炭装置を設置するか、装炭車にフート及び集しん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、カイト車にフートを設置し、及び当該フートからの粉じんを処理する集しん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、カイト車又はカイト車の走行する炉床の強度が小さいこと、カイト車の軌条の幅が狭いこと等によりカイト車にフートを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハートル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積か 1 000 m ² 以上であ ること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の 1 に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンヘア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅か 75 cm 以上であるか 又は バケットの内 容積が 0.03 m ³ 以上であ ること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の 1 に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフート及び集しん機が設置され、並びにコンヘアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第2 の施設番号	粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力は75 kw以上であること。	次の各号の1に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フート及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防しんカバーておおわれていること。 5 前各条と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力が15 kw以上であること。	5の基準は、「4の基準」と同じ。

資料 12 航空機騒音に係る環境基準について

（昭和48.12.27）
環 告 154

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することか望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事か指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

（注） Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位 WECPNL)を算出し、そのすへての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

- (注) $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすへてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議 pub/179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩(slow)とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数か10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間か5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
	第三種空港及びこれに準ずるもの		
既設飛行場	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
	第一種空港(新東京国際空港を除く)及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに

- 備考
1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 2. 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機か定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料 13 騒音規制法第 2 条第 1 項の政令で定める工場 事業場の特定施設一覧

施設		備 考
施設の種類	機 械 名	
1 金属加工機械	イ 圧 延 機 械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kw 以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3 75 kw 以上のものに限る。 矯正プレスを除く。 呼び加圧能力が 30 重量トン以上のものに限る。 原動機の定格出力が 3 75 kw 以上のものに限る。 タンプラスト以外ののものであって 密閉式のものを除く。 原動機の定格出力が 7.5 kw 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 7 5 kw 以上のものに限る。 原動機を用いるものに限る。 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。 混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7 5 kw 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2 25 kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2 25 kw 以上のものに限る。 製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2 25 kw 以上のものに限る。 原動機の定格出力が 2 25 kw 以上のものに限る。 原動機を用いるものに限る。 シェット式のものに限る。
	ロ 製 管 機 械	
	ハ ヘンティングマシン	
	一 液 圧 プ レ ス	
	ホ 機 械 プ レ ス	
	ヘ セ ン 断 機	
	ト 鍛 造 機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ プ ラ ス ト	
	ヌ タ ン プ フ ー	
2 空気圧縮機及び送風機		
3 土石用又は鉋物用の破碎機、摩擦機、ふるい及び分級機		
4 織 機		
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	
	アスファルトプラント	
6 穀物用製粉機		
7 木材加工機械	イ ドラムバーカー	
	ロ チ ッ パ ー	
	ハ 碎 木 機	
	一 帯 の こ 盤	
	ホ 丸 の こ 盤	
	ヘ か ん な 盤	
8 抄 紙 機		
9 印 刷 機 械		
10 合成樹脂用射出成形機		
11 鋳 型 造 型 機		